

○国立大学法人埼玉大学教育機構日本語教育センター規程

〔平成24年6月21日〕
規則第17号

改正 平成24.11.30 24規則52 平成27.3.20 26規則80

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学教育機構規程第4条第2項の規定に基づき、教育機構日本語教育センター（以下「日本語教育センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 日本語教育センターは、本学における学生の日本語力の向上を図るため、質の高い教育を提供することを目的とする。

(業務)

第3条 日本語教育センターにおいては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 全学的な日本語教育の企画・立案及びその実施。
- (2) その他日本語教育センターの目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第4条 日本語教育センターは、次の教職員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 教育機構日本語教育センターの担当を命ぜられた教員
- (3) その他学長が必要と認めた教職員

(センター長)

第5条 センター長は、センターの担当を命ぜられた教員のうちから、学長が委嘱する。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第6条 日本語教育センターの事務は、学務部教育企画課及び国際室において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年6月21日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成24.11.30 24規則52）

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成27. 3.20 26規則80）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。